

# 生活習慣病管理料について

当院では、高血圧症、脂質異常症、糖尿病を主病とする患者様に対し、総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）」を算定しております。

## 1. 療養計画書の作成

患者様一人ひとりの状態に応じた「療養計画書」を作成し、目標設定や生活指導を行います。計画書の内容は患者様と共有いたします。

## 2. 患者様への同意

計画書作成時には医師から療養計画の内容を説明し、同意を頂いた上で治療管理を進めさせていただきます。

## 3. 包括的な治療と指導

状態に応じた食事指導、運動指導、および検査結果の管理を継続的に行います。

## 4. 適切な治療の推進

当院では患者様の状態に応じた「28日以上長期投薬」や「リフィル処方箋」の交付が可能です。患者様の状態に応じて、医師の判断で対応いたします。

ほさか窪田クリニック院長

穂坂

雅之